

京田辺市下水道排水設備
指定工事業者の申請案内

京田辺市上下水道部経営管理室

京田辺市下水道排水設備指定工事業者の指定の申請について

京田辺市下水道排水設備指定工事業者の指定の申請をされる場合は、次の点に十分留意をしてください。

また、指定を受けた事業者の方は、法令、条例等を遵守し、工事の責任ある施工を行う義務があります。

1. 申請の受付

持参または郵送で受付しています。

- ・ 受付日 月曜日から金曜日の下記時間
午前9時～11時30分
午後1時30分～4時30分
ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）規定する休日並びに1月2日から同月3日までの日と12月29日から同月31日までの日を除く
- ・ 受付場所 京田辺市上下水道部経営管理室（京田辺市上下水道部事務所 1階）
〒610-0332 京都府京田辺市興戸犬伏18番地1
- ・ 郵送受付に際しての留意事項
郵送記録が残るもの（簡易書留、特定記録郵便など）により郵送してください。
申請書類の郵送過程における紛失、毀損等の事故については、一切責任を負いません。

2. 指定工事業者の申請要件

排水設備指定工事業者として指定を受けるには、次に掲げる要件に適合していることが必要です。

- (1) 責任技術者を1名以上選任していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び資材を有していること。
- (3) 京都府内に営業所があること。
- (4) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その役員）又は申請者と雇用関係にある責任技術者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する

者でないこと。

(5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 工事業者（法人にあつては代表者）が成年後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権していない場合

イ 工事業者（法人にあつては代表者）が責任技術者としての登録の取り消しを決定され、京都府下水道協会の登録を取り消されてから2年を経過していない場合

ウ 指定工事業者が指定を取り消されてから2年を経過していない場合

エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるに足る相当の理由がある場合

オ 法人であつて、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合

なお、ウの規定に該当する場合で、当該指定工事業者が法人であるときは、その代表者は、ウに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事業者の指定を受けることはできません。

3. 指定申請（更新）時の提出書類（別紙 提出書類一覧を参考にして下さい。）

排水設備指定工事業者としての指定を受けるには、別記様式第1号による申請書を提出する必要があります。

申請書には、次に掲げる書類を添付して下さい。

- (1) 個人の場合は、住民票記載事項証明書、工事経歴書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類
- (2) 法人の場合は、履歴事項全部証明書、定款の写し及び代表者に関する(1)に定める書類
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（別記様式第1号の2）
- (4) 責任技術者名簿（別記様式第1号の3）及び雇用関係を証する書類
- (5) 選任する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証（京都府下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験、登録及び更新講習等実施要綱第14条第2項の規定に基づき京都府下水道協会が交付したものをいう。）の写し
- (6) 工事の施工に必要な設備及び機材を有していることを証する書類
- (7) 京田辺市暴力団排除条例に関する誓約書（別記様式第1号（第3条、4条、第6条関係））

4. 指定工事業者の責務及び遵守事項

指定工事業者は、下水道に関する法令、条例、規程その他京田辺市公営企業管理者が定めるところに従い、誠実に排水設備工事を施工しなければなりません。

指定工事業者は、次に掲げる事項を遵守する義務があります。

- (1) 工事の施工の申込みを受けたときは、正当な理由が無い限り、これを拒んではならない。
- (2) 工事は適正な工費で施工しなければならない。また、工事契約に際しては、工事金額、工事期間その他の必要事項を明確に示さなければならない。
- (3) 工事の一部又は大部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- (4) 指定工事業者としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
- (5) 工事は、京田辺市公共下水道条例第7条第1項に規定する排水設備工事計画に係る京田辺市公営企業管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならない。
- (6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施工してはならない。
- (7) 工事の完了後1年以内に生じた修理等については、天変地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- (8) 災害等緊急時に排水設備の復旧に関して京田辺市公営企業管理者からの協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。

5. 指定工事業者登録手数料

10,000円

持参受付の場合は指定工事業者証の交付時に納入

郵送受付の場合は返信用封筒で送付する納付書で納入

6. 指定の有効期間

指定の有効期間は、指定業者としての指定を受けた日から5年とします。ただし、特別の事由があると認めたときは、これを短縮することができます。

7. 指定の取消し又は一時停止

指定工事業者が次に該当するときは、指定を取り消し又は6ヵ月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができます。

- (1) 条例又は規程等に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、京田辺市公営企業管理者が指定工事業者として不適当と認めたとき。

8. 問い合わせ

京田辺市上下水道部経営管理室

電話：0774-62-0414（直通）

FAX：0774-63-4783